

包括利益の示唆するもの [続・了] コフェロ説 (1912) を参考にして

佐藤芳次

目次

1. はじめに
2. コフェロの評価論 (本文訳)
— 以上前号、以下本号 —
3. コフェロ説の趣旨と包括利益論の趣旨
4. むすび

3. コフェロ説の趣旨と包括利益論の趣旨

(1) コフェロの評価論の趣旨

まず、特徴的な学説出現の時代的背景に、少し触れておこう。

ドイツでは、1890年代半ばから1900年代初頭にかけて、その資本主義の脆弱性を補完するために、さまざまな方策がとられた。これが、企業会計にも大きな変化をもたらしたといえる。

国の保護政策のもとに、カルテル、コンツェルンなど企業集中が進む。資本不足への対応として、銀行の役割が重視され、産業資本と銀行資本との癒着によるいわゆる金融資本がヘゲモニーを握る。

企業が膨大な設備資産を有して、その維持継続を目指せば、企業会計は、まず「原価」の記録に基づく損益計算体系を考察することになる。しかし一方、第一次大戦後、1910年代から1920年代にかけて、社会経済上いわゆる「革命・インフレーション期」をむかえ、インフレ政策を講じながら資本の集中と集積を、とりわけ巨大なコンツェルンの形成を進める中で、物価は、1923年の Renten 銀行の設置により相対的に安定の様相をみせるまで、ほとんど際限なく騰貴したのである。

企業会計理論上、物価変動すなわち「時価」への対応が求められる必然性

があった。

本稿で取り上げたコフェロの著書の発刊は1912年、また相対的維持論で著名なシュミットF・Schmidtの“Die Organische Tageswertbilanz”の発刊は1921年である。

およそ一世紀も前に、企業会計が経済変動をどう写像すべきか、そしてその場合に何が問題になり何が解決されるべきかが探求され、吟味されたのである。

さて、コフェロの評価論をいかなる意図のものとするべきか。

すでに本文の全訳を前章に掲載しているので、ここでは包括利益の論理との対比のために、要点だけを抽出しておこう。

まず、基本的な認識として、以下の三点を明らかにしている。

第一に、年次貸借対照表が、特別な財産の認識と評価に基づき定期的に作成される貨幣数値的な財産一覧であること。コフェロは、時代的背景として、棚卸しによる財産評価は簿記の外での業務であるという意見もあった中で、多くの学説と東欧各国の制度を詳察し、18世紀にはこう結論づけようとしている。

第二に、そのような貸借対照表は、企業の財産状態の判断のための有用な基礎として役立つこと。企業家にとっては、経営結果の報告、企業の継続や解散の決定、債務超過の通告、経営計画の立案に、社員、株主、債権者にとっての企業判断に、また銀行や保険業にとっては公的監視の資料として役立つ、評価に基づき簿記の修正として役立つ、また課税対象の確定の基礎として、国民経済のための統計的基礎として役立つとする。今日でいう情報機能が意識されており、さらに営利企業について、利益分配の基礎として役立つという特別な機能を明記する。解決すべき課題はここにある。

そして第三は、年次貸借対照表のこのような機能からして、真実の価値が評価に求められ、これは各国の制度的要請でもあるとする。真実の価値として現在の価値が考えられるべきこと、また不正確な成果を誘発しないように、評価は統一的な測定原則が求められること、したがって評価の標準

的要素として、真実性と価値の現在性と統一的価値測定原則を考慮することになるとするのである。

この論点のもとに、コフェロは膨大な資料に基づいて検討をすすめ、理想的な貸借対照表を提案する。

まず、評価の方法について—

16世紀には購入価値が、17世紀には購入価値と低価の見積りが、記述として登場することの指摘からはじまり、プロシヤ一般法から1856年の一般ドイツ商法典、そして東欧各国の法規定に伝播されていく一つの規定に解釈を与える。すなわち「すべての財産諸項目と債権は、記録の時点で付すべき価値によって見積もられるべきである。—不良債権は真実に近い価値で見積り、回収不能なものは控除すべき」なる規定である。コフェロ説では、この「記録の時点で付すべき価値」について、恣意的な主観的判断や急激な投機に対抗する「一般的交換価値」が理解され、「現在の客観的価値」を考慮すべきとする。多数の意見との交渉の中から「最初の調達価格でなく時価が見積もられるべき」との指摘をし、主張の方向を明らかにしている。

次に、評価原則を批判するについて—

評価の領域には混乱があり、価値測定的一般標準は見られないとする。18世紀から19世紀の初頭には、現在の価格による評価が行われているが、簿記文献上は、最初の調達価格、現在の調達価格、売却価格が、法律家からは、客観的価値の原則、個別価値の原則、営業価値の原則が述べられるなど区々であることを指摘する。ドイツ帝国裁判所のように、客観的価値として売却価値を採る正しい視点もあるが、「締切価値」や「真実の価値」で説明する者もあり、それは継続経営の年次貸借対照表に妥当するものではない。一方、ジモンの個別価値説すなわち「売却資産＝個別的売却価値」「経営資産＝個別的使用価値」の整理について、コフェロは、それが実質的に価値の真実性や現在性および統一的価値測定原則の要求を充足しえなと批判する。とりわけ個別的使用価値について、結局、交換取引で最初に生じた価格が標準として説明され、そこでは、個人によって評価された財の有用性がその経済的諸条件に一致するという個別的・主観的使用価値が

放棄されていることを指摘するのである。

一方、ジモン説が個別的価値学説の拡張に寄与したこととして、財産目録の評価の基本原則が価値そのものの本質の認識から得られ、それが一般経済学、理論国民経済学の部分を媒介としている点を評価する。主観的価値理論の評価原則に関する意味において、しかし、限界効用や効用による価値測定は「不確実な価値感覚」であること、主観的価値も客観的要因を含むとされ見積りと外的要因との関係の中にあるとされる場合、どれが主観的要因でどれが客観的要因かは明確にされないこと、効用、感情の強弱、欲望について客観的尺度はないこと、使用価値の理論は財と人との個別的関係から出発するが、その関係からは客観的社会的尺度は導かれないことなどを、批判的逆説的であるが、示唆として指摘している。

コフェロの視点では、交換取引における財の妥当な事実を示す客観的取引価値が、国民経済の交換経済機構においてすべての経済人の目標と原則を決定するのである。主観的価値は考えられない。現在の客観的調達価値が標準とされる。

次に、経済的安全性の視点について—

コフェロ説の提案からして、これは当然のことであるが、近代会計で容認されてきた、いわゆる低価法や会計上の保守主義思考には、痛烈な批判がなされる。羅列的に論点を取り上げておけば以下の如くである。

諸資産の見積りが真実なものより低い価値となる資産の過小評価は、未実現利益との関わりで価値の現在性と矛盾する。

過小評価は、先慮の観点からは是認され、健全な貸借対照表の安全性の保証、企業の堅実性、財務的強化に役立ち、秘密積立金も容認されるが、経済活動の成功のためにこそ、可能な限り正確な計算が必要である。

債権者に対しても、公正な貸借対照表価値のみが正しい目的論的取引の原則である。

過小評価が、ある場合、企業の利益と債権者のそれに有利になりうるのは、株式会社に関して、株式相場の安定を目指す配当政策を行うか利益の分配が防止される場合である。しかし、この場合でも過小評価は正しい手段ではない。結局、それは株主や他の利益分配者に対して欺瞞になり、彼らの

経済的利益を著しく傷つけることになる。

過小評価の短所について、多くの著者達の意見を援用し、過小評価された生産手段が投下されると製造物の価格が低くなること、極端な減価償却は真実の利益に応じた販売価格にならず、損失かもしれないのに計算上の利益を生むこと、粗末な私企業の業務執行が資本の浪費を意味することになる、などの指摘がされている。

したがって、国民経済的な立場からの考察が必要であるとされている。

簿記の不正になること、貸借対照表の偽装になること、また商品に関する秘密積立金の結果として、利益は好況の際は不正に増大し不況の際は不正に減少すること、さらに課税に関して企業の担税力の正しい基礎を決定できないこと、統計的資料としての利用が困難になること、正しい財政状態の公開が妨害されること、そして企業の信用や地位の悪い状況が秘匿されること等々の批判により、諸資産の過小評価が行われた年次貸借対照表は、経済的安全性にまで貢献できないことを強調するのである。

そして、未実現損益の表示について一

問題意識は、次の諸点である。

- ・現在の調達価値の原理的使用に関わって、貸借対照表の純利益が実現しているか、またどの範囲の企業経営を通じて生じているかが問題になる。
- ・企業の財産状態の判断の立場から、実現純利益の表示が要求され、それは景気に基づく価値増減と区別される。
- ・経営利益の明瞭性のために、経営外の景気や幸運により生じる結果が除かれるなら、財政状態はより良く判断される。
- ・課税との関係では、実現利益が問題となる。

したがって、各国の制度を通して収益と所得との検討を行う。

この場合の基本的視点も明らかである。すなわち、未実現の景気利益や損失も所得確定の要素として考慮されるべきとする意見、逆に、贈与、遺産、くじ利益、上昇価値（景気変動）等は所得の概念に入らないとする意見、そしてまた、景気変動損益は、投機的意図が存在する場合のみ所得に属するとする意見、投機的意図が存在する場合にも所得源泉ではないとの意見、投機的意図が存在しない場合でも景気利益は所得に属するとの意

見等々が、検討の対象である。各国の税法の検討も同様の視点である。

コフェロは、これらを、經常性、継続的源泉に重きをおくか、経済活動へのあるいは経営経済への属性の要因に重きをおくかであるとし、自らの問題意識を次のようにまとめる。

- ・課税の公平性の立場から、営業によって生ずるのでなくとも営業者に流入する利益に課税しないことは誤っている。
- ・純粋な景気ないし投機利益の確定は遂行されない。
- ・経営純利益は、経済政策的に特別な価値をもつものでもなく、充分な安全性について吟味されて貸借対照表により確定されるものでもない。
- ・貸借対照表のためには、現在価値と実現にもとづく純利益が残るのである。

結局、現在の客観的調達価値が使用されるべきとすれば、未実現利益が評価に際して考慮されるべきことになる。

企業の財産状態の判断の立場と課税との関わりで要求されることからすれば、実現純利益の認識と表示が問題になるが、貸借対照表では、現在の価値と実現純利益とが表示され明らかにされねばならない。

二つの追求が実務において可能であろうか？—との問を發する。

しかも、未実現利益の表示は一覧でなければならぬ、と言うのである。その形式の二法については例示(本文 s.163 ~ s.174)に明らかである。今日では特別な検討ではないが、当時では画期的であつたにちがいない。

かくして、会社貸借対照表と基本資本の拘束と未実現損益の表示について—まず、1601年にミラノの銀行で、日常の相場による変化を見積もっていること、1794年にはプロシヤの一般大陸法で、棚卸商品に低価を、材料や商品や機材や貯蔵に価値減少を、不良債権に相当の控除をそして回収不能に完全な控除を求めていることの指摘に始まり、欧州各国の法規定に見られる評価基準を丁寧に整理する。1800年代には、取引所価値を最高限にとか調達原価を最高限にとの表現、また設備等の減損や創立費の計上に関する規定が散見される。

ドイツ諸州で、これら法規定が議論に晒される。まとめれば、基本資本の拘束の観点から、未実現の価値上昇に対する予防という点で法の立場を是認する意見と、同様の観点から慎重な利益追求を認めながら、過小評価や

低くなった価値報告によって財産一覧としての貸借対照表の価値はかなり侵害されるとする批判的意見とが対峙する。

コフェロの提案的な貸借対照表は、むしろ、法の保守的解釈には批判的である。

特に営利会社については、近年に至るまで特別な評価方法は適用されてこなかったと、また 19 世紀の終わりにはじめて基本資本の拘束の視点が生まれたと述べている。

ドイツの株式会社および株式合資会社の規定に見られる評価の標準は、スイス、オーストリア、ボスニアヘルツェゴヴィナ、ハンガリー、ブルガリアとセルビア、スペインとルーマニアその他の諸国にも見られ、それは現在価値なる用語に代表されるのであるが、いずれの商法典も、未実現利益の考慮を除外していると、コフェロは指摘する。

経営資産と設備資産について、現在価値、市場価格ないし取引所価格が調達価格を上回っている場合には、後者による評価が、また経営資産に関して、前者が調達ないし製作価格を下回る場合には前者を標準とし、未実現損失を考慮する。これは、基本資本の拘束に関しては、貸借対照表上の純利益が減少され、小さな利益が分配され、したがって積極財産の過小評価が助長される方法である。

コフェロの評価原則は、これに反対の立場にある。簿記の修正として、課税に関して、統計的資料として等々、貸借対照表の機能の点からして、商法典のこのような過小評価推奨の規定は、是認されないとするのである。営利会社については特に、利益分配の基礎として正しい利益表示が求められるところ、それを不可能とする規定解釈は不適當で、基本資本の拘束も達成されないとする。

このように、ドイツ商法典の規定が是認されるべきでないとするれば、評価に際して他の方途が必要になる。

提案的な貸借対照表は、次の論点に集約される。

- ・評価に際しては、基本資本の拘束を害することなく分配されうる利益の算定および真実の利益の算定が考慮されるべきである。
- ・未実現損益の額が確定されねばならず、その確定額の上に、分配可能な、

真実の、現在の価値に基づいた実現した純利益が表示報告される。

これをもって、コフェロは、営利会社について、現在の客観的調達価値の原則が標準であるべきとの結論に至るとしている。

商事会社の年次貸借対照表の財産諸項目に数値を当てはめ、検討の末に開示されている貸借対照表は、商品について未実現利益と未実現損失が生じていて、土地に増価が生じている場合である。貸方を見ると未実現損失の額は分配可能利益を減少させる要素となっているが、未実現利益の額はそれを増価させることなく、分配可能利益の外に、しかし開示されているのである(本文 s.215 参照)。これをもって、コフェロは、貸借対照表において、分配可能なものと純利益との明瞭化を図ることができたとしている。

標題にある通り、焦点は未実現損益の表示である。それが、経営にとっても企業を取り巻く利害関係者にとっても問題があり、その体系的な解明を意図しているところにコフェロ説の意味がある。

当然、一世紀前の時代的経済的背景の制約がある。コフェロ説は主としてインフレやデフレといった経済変動に対応する企業会計の考察であるが、今日の経済変動に関する会計の考察にも通ずるものがあると思われ、以下、比較すべき論旨を整理する。

(2) 包括利益の意味

企業会計理論上、包括利益の開示を探求することになったのは、一言でいえば、企業を取り巻く経済変動によって、純利益のみの開示では不十分ではないかと思われる事象が登場してきたからである。

利益観について、従来のもとの整合性が求められ、衆知のように、その先鞭は FASB の概念書(SFAC—以下概念書)¹⁾によってつけられている。

FSAB は、包括利益の提案に際して、従来利益概念との整理を次のように行っている。以下、文頭の数字は、概念書 No.5 のパラグラフである。

まず、稼得利益と純利益について—

34 「稼得利益には、当期に認識される前期損益修正の累積的影響額は含まれない。稼得利益からは除外されるが現行の純利益に含められる主な例と

しては、会計原則の変更に伴う累積的影響額をあげることができるが、いずれ将来、別の例が認められるかもしれない。稼得利益は、会計期間の業績を示す測定値であり、当該会計期間にとって異質の項目—すなわち、基本的に他の会計期間に帰属する諸項目—を可能なかぎり除外したものである。」(2002ed-p.160, 訳 pp.226 ~ 227)

特に、ここでの稼得利益について—

36「稼得利益は、一会計期間に実質的に完了した（またはすでに完了済みの）営業循環過程に関する資産流入額が、直接的または間接的であるとを問わず、当該営業循環過程に関連する資産流出額を超過する（または超過しない）程度と密接な関係にある当該会計期間の業績の測定値である。」(2002ed-p.162, 訳 pp.228 ~ 229)

38「稼得利益の中心は、企業の産出物の対価として取得したもののまたは取得すると合理的に見込まれるもの（収益）および当該産出物を生産し、分配するために犠牲となるもの（費用）にある。」続けて、次の一文がある。「稼得利益には、企業の付随的または末梢的取引の成果ならびに環境から生じるその他の事象および環境要因の影響（利得および損失）も含まれる」(2002ed-p.162, 訳 p.229)

仮に包括利益を考察しないとすれば、本来の営業と対比して、付随的であれ末梢的であれ、その他の事象は、稼得利益の内訳として開示を引き受けなければならないであろう。しかし、包括利益の提案は、これらを峻別して整理されることになる。

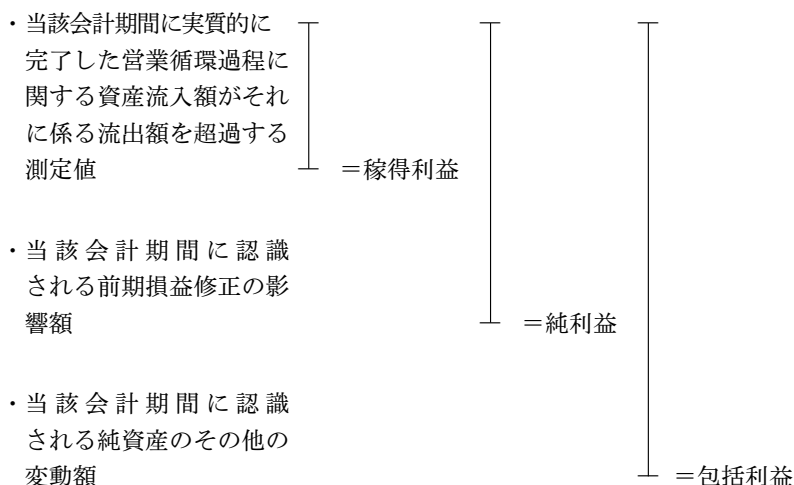
かくて、稼得利益と包括利益の関係について—

42「稼得利益と包括利益は、ともに同一の広範な内訳要素—収益、費用、利得および損失—をもっているが、ある種の利得および損失は包括利益に含まれるが、稼得利益からは除外されるので、必ずしも同一というわけではない。かかる諸項目は、現行の会計実務に即していえば、次の二つの種類に分類される。

- a. 現行の会計実務における典型的な例—すなわち、会計原則の変更に伴う累積的影響額。これは、本ステートメントで述べたように、現行の純利益には含まれているが、稼得利益からは除外される。

- b. 固定資産として分類される市場性のある持分有価証券への投資の時価変動、市場性のある有価証券につき特殊な会計実務慣行のある業種に対する投資の時価変動および外貨換算調整勘定のように、当該会計期間に認識される純資産のその他の変動（主として、特定の保有利得および保有損失）。」（2002ed-p.163, 訳 pp.230～231）

したがって、FASB 概念書によりこれらの諸関係を整理すると、次のようになる。



また、FASB の基準書 (SFAS—以下基準書) 130 号²⁾ では、包括利益、純利益、その他の包括利益の関係を、上記概念書より簡潔に、次のように述べるのである。文頭の数字はパラグラフである。

まず、包括利益について—

8 Comprehensive income is defined as “the change in equity [net assets] of a business enterprise during a period from transactions and other events and circumstances from non owner sources . It includes all changes in equity during a period except those resulting from investments by owners and distributions to owners.”

包括利益、純利益、その他の包括利益の関係について—

- 10 “This Statement uses the term comprehensive income to describe the total of all components of comprehensive income, including net income. This Statement uses the term other comprehensive income to refer to revenues, expenses, gains, and losses that under generally accepted accounting principles are included in comprehensive income but excluded from net income.”

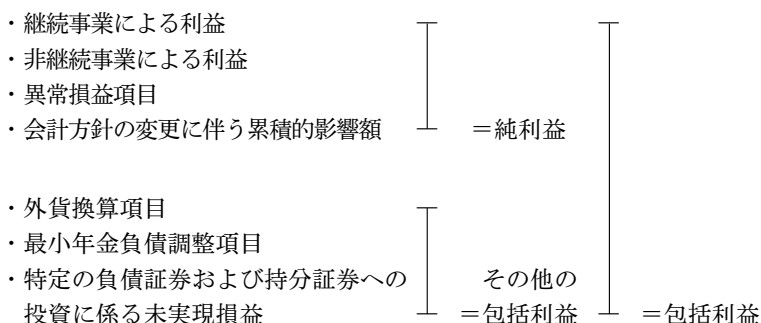
この場合、純利益の意味について—

- 16 “Items included in net income are displayed in various classifications. Those classifications can include income from continuing operations, discontinued operations, extraordinary items, and cumulative effects of changes in accounting principle.”

そして、その他の包括利益の内容について—

- 17 “Item included in other comprehensive income shall be classified based on their nature. For example, under existing accounting standards, other comprehensive income shall be classified separately into foreign currency items, minimum pension liability adjustments, and unrealized gain and losses on certain investments in debt and equity securities.”

基準書のいうこれらの諸関係を整理すると、次のようになる。



上記パラグラフ 17 には次のような一文が続いている。

“Additional classifications or additional items within current classifications may result from future accounting standards.”

将来の会計基準で追加的な事象の生ずることを想定しているのである。

上の整理を単純化した算式で示せば、次のようになる。

包括利益＝純利益＋その他の包括利益

市場（時価）変動の評価差額を直接的に貸借対照表の純資産に計上すると、純資産の増減理由は、損益計算書だけでは完全に説明されないこととなり、いわゆるクリーンサープラスの関係は確保されないこととなる。

期中の純資産の変動を説明することに「包括利益」の役割がある。

今、FASB 流に売却可能有価証券に代表させて、簡単な例示で考えてみる。

市場（時価）変動は上昇傾向にあり、×2 期中にこの有価証券は売却されたとし、それぞれ価格は次のようであったとする。

他の勘定科目は一斉捨象して考える。

[×1期]			[×2期]	
期首	期末		期中	期末
(購入)			(売却)	
原価	時価		時価	
1,000	1,100		1,300	
	0		<当期純利益>	……300
	100		<当期包括利益>	……200

示したように、当期純利益のみの表示では、売却され実現した×2期末に300が表示され、包括利益表示では、市場変動を容れて×1期末に100、×2期末に200が計上される。いずれにしても利益総額は300である。

上述の包括利益の算式に当てはめて整理すると、次のようになる。

	(包括利益)	＝	(当期純利益)	＋	(その他の包括利益)
×1期：	100	＝	0	＋	100
×2期：	200	＝	300	＋	<u>(200－300)</u>

下線部（×2期のその他包括利益）のうち、200は×2期中の時価上昇による評価益の増加額を示し、300は×2期における実現利益への繰戻額を意味する。売却可能有価証券に生じた損益を実現時と発生時に二重に記録することを避け、実現純利益と市場（時価）変動を峻別するのである。

基準書130号では、現状で考えられる「その他の包括利益」として、上記整理の如く例を挙げていた。

日本では、企業会計基準第25号『包括利益の表示に関する会計基準』（平成24年）において、開示すべきその他の包括利益の内訳として、「その他有価証券評価差額金」「繰延ヘッジ損益」「為替換算調整勘定」「退職給付に係る調整額」等を区分して表示するものとしている。

因みに、日本の企業会計基準第26号『退職給付に関する会計基準』によれば、当該箇所ですべてのように規定している。文頭の数字はパラグラフである。

22「年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する」

24「数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間・（略）・以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。」

退職金および年金の資産について、退職給付債務としての、予想額と実際額との差額すなわち数理計算上の差異の最も大きな変動要因は、割引率の変更と株式や債券の市場変動である。

いずれにしても、その他の包括利益の内訳は、金融市場、証券市場、為替市場といった市場の変動にさらされる項目である。

純利益に加えて、市場（経済）変動のリスクに係る損益を、どのように企業損益に取り込み、どのように開示するか、すぐれて会計問題を解明するために「包括利益」が登場したと言ってよい。

注記

- 1) FASB “Statement of Financial Accounting Concepts” No.5—
Recognition and Measurement in Financial Statements of Business
Enterprises—(1984 - 2002ed)
平松、広瀬訳『財務会計の諸概念に関するステートメント第5号—営
利企業の財務諸表における認識と測定』(2007年版)参照。
- 2) FASB “Statement of Financial Accounting Standards” No.130—
Reporting Comprehensive Income—(1997)

4. むすび

まず、コフェロ説の功罪から出発して論説対比に進みたい。

先行研究によれば、かつて上野は¹⁾、パッソウ、オスバール、ワルプの
研究によってコフェロ説の評価を7項目にまとめられている。

さらに簡潔に要点のみを示すと、次のようになる。

コフェロ説は—

- (1) 貸借対照表学説の発展史上、後退的役割をもつものである。
- (2) 理想的貸借対照表の本質および機能にもとづいて、あるべき資産
評価を論じている。
- (3) 画一的評価原則を主張するが、結局、売却資産について各生産段
階の再取得原価額が、使用資産について国民経済上の最終消費者
への売却価格すなわち消費者の購入価格をもってする時価額が採
られ、彼が批判する個別主義評価説に属することになる。
- (4) 貸借対照表の重要な機能として、企業の財産状態を、企業間比較
が可能になるような社会的価値によって表示しようとするが、著
者達によって指摘されるように、大多数の貸借対照表が営業上の
秘密として公表されない状況下で、それは目的とはなりえない。
- (5) 清算を前提とするとして客観的売却価値が否定されるが、そうで
あれば決算に際しての再取得価値も採りえない仮定であり、客観
的売却価値の決定の不可能性は再取得価値についても同様である。

- (6) 評価論上、未実現損益を重要課題とすること、それは功績であるが、使用資産についての未実現利益の表示は遊戯的で、不適切な利益処分に結び付くとの批判は逃れられない。
- (7) 時価評価の統一的な体系を建てようとしたことはコフェロの創説で、高く評価される。

批判点は、当時の研究者によるものである。原価を基礎に制度的実行可能性が検討された時代的経済的背景をもってする(1)の批判はすでに妥当しない。かつて不破は、コフェロ説の趣旨がアメリカ会計学会(AAA)1964年追補報告書の論旨に通ずるところがあり、半世紀も前に著されたその考えは「賛嘆に値する」とのべているが¹⁾、それは、今日の会計理論からも言いうる。

一世紀前の「理想的貸借対照表」「あるべき資産評価」—(2)の指摘一は、本質的な点で、今日の会計の課題に通じている。

制度として実現利益と原価が重視されるなかで、時価を開示する損益計算が考察されること、このこと自体がすでに、静態論＝財産表示＝時価、動態論＝損益計算＝原価というような括りを超えている。

より本質的な点は次のような指摘であろう。ワルブは、真実の価値とはコフェロの場合「現在的」ということで「価値理論と評価方法について…、そこでは不可解にも収益価値 Ertragswert がまったく見落とされ、主観的価値が決定的に忌避されている」²⁾と述べ、小菅も「何故収益価値を吟味しないのか」³⁾を批判点としている。

この点は、株主を意識した、いわば付加価値財務諸表として、収益性が重視され損益計算書が重視されてくるアメリカの会計思考とは異なって、資本量との対比で収益性を測ろうとする時に、ドイツ流の貸借対照表論と資本維持の問題意識から離れられなかった時代背景を考えるべきであろう。財の価値の真実性と現在性が保障されれば、誰にとっても有用な財務諸表が得られるという思考を仮定しているのである((5)の指摘)。

コフェロは、確かに、売却資産と使用資産とを区別することはせずに、財産を国民経済上の生産段階により分類し、それは客観的取得価値による統一性を損なうものではないと論じていた。しかし、コフェロのいう生産

段階は、時価主義の特殊性を表すという事実ではないので、客観的取得価値による統一性の論拠としては、現実の制度認識にもとづく（3）のような批判には弱い面を残す。

一方、コフェロの広い目的観からも限定的であった（（5）の指摘）「売却時価」は、今日の会計理論では、諸種の資産評価に容認されるものとなっている。

因みに、国際会計基準に大きな影響を与えた FASB107 号（1991）は⁴⁾、金融商品を対象に「公正価値」なる概念を次のような用語によっている。文頭の数字はパラグラフである。

- 5 「強制的ないし清算の売却を除き、取引意思のある当事者間で現在の取引において交換される当該商品についての価額」
- 11 「取引所での市場価格がベストだが、それが入手できないときは、類似商品の相場あるいは他の評価方法たとえば将来の予想キャッシュ・フローの割引現在価値」

そして、コフェロ説の焦点は、明らかなように「未実現損益」にある。すでに国際会計基準のレベルでは、固定資産について、減損後の再評価益も認める（日本基準では認められていない）状況下にあるので、上記（6）のうち批判点は、今日の会計理論ではすでに妥当しない。

会計の情報機能の面から言えば、財務内容を知りたい利害関係者にとって、理想的には、未実現の評価損も評価益（いわゆる「含み」）も公表開示されるべきである。しかし、純利益にのみそれを負わせると、純利益は市場のボラティリティにさらされることになる。一方、経営側からは、とりわけ未実現の評価益が利益として分配されることになれば、基本資本を侵害されることになるのである。

したがって、企業利益に関する「業績指標性」と「分配可能性」は、トレードオフの関係として、その後、物価変動会計、インフレーション会計、資本維持会計の領域において説明すべき基本的課題として留まってきたのである。

さて、上述の例示でも明らかなように、包括利益に包含される経済変動は物価変動だけではない。企業を取り巻く経済変動（リスク）を写像する最終的な受け皿としてその他の包括利益が登場しているので、そこに盛り込まれる主な内容と課題を簡潔に示しておく。

これには、今日、金融機関に限らず、企業が大きな比率の金融資産を保有するようになり、それが本来の営業成果を左右するほどの影響を及ぼしているという経済的背景を前提として置いておく必要がある。

とりわけ有価証券については、コフェロの提示した課題がそっくり当てはまる。

日本では、有価証券が四区分（国際基準は三区分）され、売買目的有価証券とその他の有価証券（主なものは持合株式）に時価開示が行われることになった。前者の評価差額は、当期純損益に反映される。後者のように判然としない政策保有株は、基本的には、評価差額を当期純損益に含めず繰越す方法が採られるが、日本基準は、評価益と評価損を合算して一括処理する全部純資産直入法と、評価損は当期純損益に反映させるが評価益は純資産に直入する部分純資産直入法との、選択適用である。リサイクリングを含め、実現利益と時価変動分の区分が課題である。

デリバティブなど将来の予定取引に係る変動リスクをヘッジする場合、ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法による。予定取引が実際に認識されるまでに生ずる時価変動をどのように処理するかということが問題である。

在外子会社の為替換算調整勘定について、それは換算過程で生ずるもので、厳密には、現地通貨で認識された子会社等の資本の増減を意味するものではない。その性格は、子会社に対する投資を中止した時点において実現する損益を繰延べるためのものとする説が有力だが、換算基準は決算日レート法にシフトする中で、日本基準も換算差額を純資産（資本）の部に記録することになったのである。それが資産の定義も負債の定義も満たさないという理論的観点を重視すれば、資本計上処理に向わざるを得なかったと観るべきであろう。

退職や年金会計に関して、かつて隠れ債務と称されたそれがオンバランス化されることになり、基準改定がなされている。とりわけ未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務債務について、その他の包括利益累計額で認識することとなり、積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債または退職給付に係る資産として計上するのである。日本基準では、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の費用処理方法は、平均残存勤務期間内の一定の年数で処理される。ただし、数理計算上の差異および過去勤務費用の当期発生額のうち、当期に費用処理されない部分をその他の包括利益を通じてその他の包括利益累計額に計上し、その後の期間に当期純利益を構成する項目として費用処理する際に、その他の包括利益の調整を行うとされている。（企業会計基準第26号、パラグラフ15）

いずれにしても、実現純利益と市場の変動に係る損益との区分表示が、解明されるべき問題となる。

包括利益は、持分（純資産）の変動という用語法で定義されており、資産負債利益観を前提とした利益概念である。

上に図解した基準書の利益概念を言いかえれば、次のようになろう。

収益費用を中心に計算される稼得利益、それに「会計方針変更の過年度に対する累積的影響額」が含まれて当期純利益が形成される。それはしかし、包括利益に含まれる資産（ないし負債）の特定の評価差額等を含まないので、貸借対照表の純資産に生じた当期増減額との間に食い違いを生じている。

「その他の包括利益は、対立する利益観の主張を妥協した結果の産物と位置づけることができる⁵⁾。」とも言いえるが、拡大する市場の変化の中で、それを純利益に負わせることは、純利益のボラティリティを増幅させることになり、区別の上「純利益」と「その他の包括利益」を内包する包括利益の開示は、会計情報として必要性をもって現われたものと言える。

経済変動の中では、経営側の目的と利害関係者の要求は錯綜する。一方で制度会計は実行可能なものでなければならない。

経営者が自らの意思決定によって行った実物財の増減変化の認識測定の

みならず、市場の変化など経営に与える財務的影響のすべてを写像することが多数の要求に合致するとすれば、抽象的ではなく実体として純財産増減額を業績として位置づけようとするのは誤った方向ではないであろう。

情報目的に時価は有効であろう。経営の論理からは維持が求められる。利害関係者の情報要求に応えながら利益情報に関するトレードオフの解消を企図したコフェロの財務表は、その意味で「理想的貸借対照表」⁶⁾と言える。

コフェロの試みは、事象は変わっても今日の制度会計の基本的な課題を提示している。

注記

- 1) 上野道輔『新稿貸借対照表論・上巻』(1942) pp.388～436、要約は pp.428～432 参照。
- 2) E.Walp “Zur Dogmengeschichte der Bilanz von 1861-1919” —Festschrift für Eugen Schmalenbach— (Köln 1933) s.54.
- 3) 小菅敏郎『コフェロの評価論』(『評価学説研究』所収、昭和12年) p.162。
- 4) Statement of Financial Accounting Standards No.107 “Disclosures about Fair Value of Financial Instruments” (1919)
- 5) 佐藤信彦『包括利益概念と利益観』(『企業会計』第53巻7号、2001)
- 6) 木村重義『理想的な貸借対照表について』(『会計』第69巻4号、1956)、『時価主義会計論』(昭和54年) p.21。コフェロは「現実的」貸借対照表に対して、「理想的」貸借対照表を考察するという意図と、その立場とをいっそう明瞭に述べるべきではなかったかと批判される余地がある、と述べる。